

ワンコイン制度

財団法人日本テニス協会

財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という）は、本協会規程管理規程に基づき、次のとおりワンコイン制度を定める。

（目的）

第 1 条 本制度は、第 2 条に定めるテニス大会に出場する団体又は個人が支払う大会参加費に附加して徴収するワンコイン（第 3 条参照）を資金として、テニスを発展させるための恒久的財政基盤の確立に寄与することを目的とする。

（適用大会）

第 2 条 本制度は、次の各大会の予選及び本戦に適用する。

- (1) 本協会及び本協会寄附行為第 33 条 1 にいう地域協会並びに地域協会加盟の都府県協会の主催する各大会
 - (2) 本協会が公認する JTT 大会、J1 大会、J2 大会、ベテラン JOP 対象大会
 - (3) 本制度の趣旨に賛同する各種団体が主催し、その団体が指定する大会
- 2 本協会は、本制度の適用が相当でない大会については、適用を除外とすることができる。

（ワンコインの金額）

第 3 条 個人戦ダブルス 1 組 1 0 0 円
個人戦シングルス 1 名 1 0 0 円
団体戦 1 チーム 5 0 0 円

- 2 前項の大会の主催者は、徴収した前項の金額の全額を本協会に納付する。支払いの時期、方法については細則に別途定める。

（資金の使途等）

第 4 条 本協会は、この資金を主として次の事業に充当する。

- (1) ナショナルチームの強化
 - (2) ナショナルトレーニングセンターの運営
 - (3) 地域・都府県トレーニングセンター活動事業
 - (4) 全国中学校テニス連盟、全国高等学校体育連盟に対する支援事業
- 2 前項 (3) の活動事業は次のとおりとする。
- (1) 地域協会、都府県協会の申請に基づき本協会が行うコーチ派遣事業
 - (2) 本協会と地域協会、都府県協会とが共同して行うテニス指導者教育事業

（運営細則）

第 5 条 本協会強化本部育成強化資金委員会は、本制度の運用に関する細則を定めることができる。

平成 1 9 年 9 月 1 3 日 成立
平成 2 0 年 4 月 1 日 施行